



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

430	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
431	〃	(〃).....	2
432	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(〃).....	2
433	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	3
434	〃	(〃).....	3
435	〃	(〃).....	3
436	〃	(〃).....	3
437	〃	(〃).....	4
438	〃	(〃).....	4
439	〃	(〃).....	4
440	〃	(〃).....	4
441	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	5
442	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	5
443	〃	(〃).....	6
444	〃	(〃).....	7
445	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(〃).....	8
446	大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	(〃).....	8
447	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	(〃).....	8
448	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(〃).....	9
449	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	9
450	特定農業用ため池の指定の解除	(〃).....	10
451	森林病害虫等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	10
452	〃	(〃).....	11
453	保安林の指定の解除予定	(〃).....	12
454	保安林の指定の解除	(〃).....	12
455	〃	(〃).....	12
456	保安林予定森林	(〃).....	12
457	〃	(〃).....	13
458	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	13
459	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	14
460	基本測量の終了	(技術調査課).....	14
461	公共測量の実施	(〃).....	14
462	公共測量の終了	(〃).....	14
463	道路の区域変更	(道路保全課).....	15
464	道路の供用開始	(〃).....	15
465	道路の区域変更	(〃).....	15

466 都市計画の変更 (都市政策課) 16

467 " (") 16

468 " (") 16

469 " (") 17

○ 選挙管理委員会告示

35 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 17

○ 警察本部告示

3 和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 18

○ 海区漁業調整委員会指示

2 まき餌船釣り等の禁止等 20

3 ウミガメの採捕等 21

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1 さわらの漁業 22

○ 監査公表

監査公表第14号 23

監査公表第15号 24

監査公表第16号 26

○ 諸報

入札公告 (警察本部) 28

告 示

和歌山県告示第430号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052000092	ケアステーションみなと2	御坊市野口160-1	放課後等デイサービス	株式会社ライフステーション	御坊市塩屋町北塩屋667番地7 ウラノハイツ1F	令和5.4.1

和歌山県告示第431号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051600306	学童クラブそよ風3	有田郡有田川町植野256番地の1	放課後等デイサービス	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町大字青木564番地の1	令和5.4.1

和歌山県告示第432号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
山口雄大	眼科	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	令和 5.3.31

和歌山県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011400 797	Leoサポート	海南市山崎町三 丁目2番4	居宅介護 行動援護	特定なし	ブルーレオ合 同会社	海南市名高180 番地1 ファミ ール海南1305号 室	令和 5.4.1

和歌山県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011400 805	Confiance	海南市木津274- 1	就労継続支援 B型	特定なし	有限会社キシ ウラ	和歌山市内原16 78番地の51	令和 5.4.1

和歌山県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012000 380	ハミングバード	御坊市名屋町三 丁目7-4	就労継続支援 B型	特定なし	JHFoodLab株 式会社	日高郡みなべ町 埴田1589-2	令和 5.4.1

和歌山県告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250845	ホームゆとろぎ	田辺市たきない町7-15	短期入所（併設型）	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21番38号	令和5.4.1

和歌山県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022250538	ホームゆとろぎ	田辺市たきない町7-15	共同生活援助	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21番38号	令和5.4.1

和歌山県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300335	ワークショップゆう	新宮市佐野954-3	生活介護	特定なし	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	令和5.4.1

和歌山県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011701079	ポルテク	紀の川市名手市場862-1	就労継続支援B型	知的障害者 精神障害者 難病等対象者	合同会社ポングリカンパニー	紀の川市野上614-1	令和5.4.1

和歌山県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021310 234	HELPP0ホーム	伊都郡かつらぎ町丁ノ町345-1	共同生活援助	知的障害者	一般社団法人HELPP0	伊都郡かつらぎ町丁ノ町329	令和 5.4.1

和歌山県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
保険調剤薬局ヘルシー	和歌山市和歌川町9-41	井上亜里沙	令和 5.4.1

和歌山県告示第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
City!WAKAYAMA
和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社延田エンタープライズ 代表取締役 延田尚弘
大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番6号
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書記載のとおり
(変更後) 縦覧図書記載のとおり
- 変更年月日
平成29年12月31日他
- 変更した理由
小売業者及び小売業者の代表者変更のため
- 届出年月日
令和5年3月14日
- 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年4月7日から同年8月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

City!WAKAYAMA

和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社延田エンタープライズ 代表取締役 延田尚弘

大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番6号

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 建物地下1階・敷地内北側・別敷地2か所

収容台数 1,023台

(変更後) 位置 建物地下1階・敷地内北側・別敷地

収容台数 435台

(2) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 7か所（第1駐車場北側（1か所）、第2駐車場北・東側（2か所）、第3駐車場西・東側（3か所）、身体障害者用駐車場北側（1か所））

(変更後) 4か所（第1駐車場北側（1か所）、第2駐車場北・東側（2か所）、身体障害者用駐車場北側（1か所））

4 変更年月日

令和5年11月15日

5 変更する理由

(1) 駐車場の実需要に即した収容台数とするため

(2) (1) に伴う変更のため

6 届出年月日

令和5年3月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年4月7日から同年8月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第444号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン徳田店
和歌山県有田郡有田川町大字徳田535番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
(変更後) 開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後9時50分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後10時まで
(変更後) 午前7時30分から午後10時まで
- 4 変更年月日
令和5年3月21日
- 5 変更する理由
来店客の利便性向上のため
- 6 届出年月日
令和5年3月16日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）
有田川町産業振興部商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136番2）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年4月7日から同年8月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第445号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン和歌山加納
和歌山県和歌山市加納字新白295番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1277号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月7日から同年5月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第446号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
海南市藤白複合店舗
和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1278号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4)
海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月7日から同年5月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第447号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス有田箕島店・（仮称）産直市場よってって有田店
和歌山県有田市箕島51外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1260号
- 3 意見の概要
施設周辺には高校があり、人の動きが多く、車両の通行も時間を問わず多いので、駐車場の出入口等については、利用者が市道に合流する際に、十分な視野を確保できるように取り計らわれたい。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）
有田市経済建設部産業振興課（有田市箕島50番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月7日から同年5月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第1276号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年4月7日から同年5月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営中山間総合整備事業潤野地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者とな

る。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合整備事業潤野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年4月10日から同年5月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び古座川町地域振興課

和歌山県告示第450号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
志出の池	有田郡湯浅町大字吉川字乙鳥360	令和5年4月7日

和歌山県告示第451号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年4月27日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第452号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年4月27日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在す

る地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第453号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字不動ノ尾608の2、608の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷914の182、914の183
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷847の2、848の2、852の2、854の2、862
(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第456号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村龍神字湯布1301、1301の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市龍神村龍神字湯布1301・1301の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第457号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字向林1076の1、字片串1086の2、2143
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
日高郡日高川町大字初湯川字向林1076の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第459号

令和5年和歌山県告示第236号（以下「告示第236号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

寺本雅行

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第236号のとおり

和歌山県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 基本測量（GNSS測量）

2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年2月28日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市及び新宮市並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）

2 作業期間 令和5年3月14日から同年5月31日まで

3 作業地域 和歌山県紀の川市調月、最上及び市場地内

和歌山県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき宮内庁書陵部陵墓課長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年10月7日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和田地内（竈山墓）

和歌山県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広川川辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字前田羅435番5地先から同町大字上津木字高野74番6地先まで	旧	7.29 } 41.12	635.92	
同上	新	9.36 } 41.12	635.92	

和歌山県告示第464号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 広川川辺線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字前田羅435番5地先から同町大字上津木字吹曾334番2地先まで

供用開始の期日 令和5年4月7日

和歌山県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
橋本市隅田町山内字菖蒲1206番1地先から同市紀ノ光台二丁目29番7地先まで	旧	4.73 ） 11.31	1,386.63	長瀬橋 L=10.30
同上	新	9.65 ） 35.44	1,372.67	長瀬橋 L=10.30

和歌山県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市本渡字角田、松本、山崎
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路（3・6・7号八王子港線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県有田市箕島字福島
削除する部分
和歌山県有田市箕島字濱田
港町字出崎、新屋敷、西ノ浜
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示

し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路（3・5・15号文里湾横断道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県田辺市新庄町字東跡之浦
追加する部分
和歌山県田辺市神島台
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画道路（3・4・1号井阪黒土線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県紀の川市西井阪字花井
下井阪字花井、三ツ塚、牛神、八王子
中井阪字八王子
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年11月27日執行 和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 29,757,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本間 奈々	所属党派	無所属	期間 11月26日から 2月14日まで 第2回分
出納責任者氏名	本間 奈々			

収入			支出	
主たる寄附			人件費	円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	円
		円	選挙事務所費	円
			集会会場費	円
			通信費	円
			交通費	円
			印刷費	円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	円
その他の寄附	件	円	休泊費	円
その他の収入		円	雑費	12,997円
今回計		円	今回計	12,997円
前回計		2,354,754円	前回計	1,849,884円
総計		2,354,754円	総計	1,862,881円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	461,230円
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	461,230円

報告書受理年月日	令和5年2月17日	第2回報告分
----------	-----------	--------

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年4月7日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る画像鮮明化処理システムの賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。
ア 仕様書に記載する機能を有する画像鮮明化処理システム又はこれに類するシステムについて、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。
イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- カ 誓約書
- キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- （ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- （イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月7日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」とい

う。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月7日（金）から同月24日（月）までの間に、和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1) に掲げる申請書類は、令和5年4月7日（金）から同月27日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年4月27日（木）午後5時までに、5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

機動捜査分析課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-2110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年5月10日（水）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和5年5月19日（金）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に定める場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年5月23日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和5年4月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年4月24日から令和6年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで

西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2 定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)		周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		10月20日から翌年7月31日まで
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者 岸野知夫ほか3名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者 岸野知夫ほか3名 (和定第13号)		5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるウミガメの採捕等について、次のとおり指示する。

令和5年4月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

（定義）

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

2 和歌山海区においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、令和5年5月16日から令和6年5月15日までとする。

（承認の条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の(1)又は(2)に該当する場合
 - ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
 - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。
- (2) 3の(3)に該当する場合
 - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
 - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
 - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和5年4月7日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長

松村 徳夫

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台か

ら徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

令和5年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

令和5年4月7日から令和6年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和5年1月27日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
紀北教育事務所	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

海草振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 海草振興局建設部

- (ア) 河川敷地が不法に占有されている土地について、不法占有者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占有の防止を図られたい。
- (イ) 廃川敷地が不法に占有されている土地について、適正に対処されたい。
- (ウ) 排水ポンプ車運転業務委託契約において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていない。
 - b 契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていた。
- (エ) 和歌山県が所有する水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用に関する協定書により無償貸与した重要物品について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく物品の貸付手続を行っていないので、適正に処理されたい。
- (オ) 設備に係る保守点検において、点検結果が組織内で情報共有されていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

- (ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

- (ア) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 昨年に引き続き消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印を押印していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第15号

令和5年1月10日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年9月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 郵便切手及びはがきの管理において、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。 ア 郵便切手類使用簿のはがきの「払」欄の記載について、使用枚数を記載すべきところ、他課への引渡枚数を記載し、当該引渡しを受けた課におい</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、郵便切手類使用簿を備え、郵便切手類の受払時には複数職員による現物確認及び検印を行い、適正に取り扱うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

<p>ては、未使用分を返却することなくそのまま保管していた。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿について、令和4年3月末の残高を記入する行を設けておらず、また、当該時点における複数職員による現物確認及び検印が行われていなかった。</p> <p>ウ 令和4年度の郵便切手類使用簿を作成していなかった。</p>	
---	--

2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和4年9月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 (1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。 (2) 収入印紙類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 四半期ごとの現物確認が行われていなかった。 イ 使用年月日の記載が漏れていた。 ウ 使用年月日の記載が誤っていた。 (3) 令和3年度排水ポンプ車運転業務委託に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 道路照明灯の契約については、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づいて手続を行っている。支払については道路保全課と建設部の各担当者が相互に確認の上、適正な支出事務を行っている。</p> <p>注意事項 (1) 名手川の河川敷地不法占用については、不法占有者が払下げを希望しているため引き続き河川課と協議しながら処分に向けて払下げ希望者と価格交渉を行っている。 (2) 収入印紙類使用簿については、四半期ごとに現物確認を行い、使用簿の記載についても適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等を十分確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和4年9月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 納税証明書の交付において、手数料として収納した定額小為替証書の有効期間が経過していたため、不渡手形返却料を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 定額小為替の受取に際して、複数職員で有効期間が6か月以内であることを確認するとともに、領収証発行に係る起案文書にも「発行後6か月以内」と記載し、決裁権者も有効期間内であることを確認を行うよう、周知徹底した。</p>

4 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 令和4年9月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 スライダ－黒板調整業務委託料の支出について、支払が遅延していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 出納機関から返却された支出票の支払処理が完了しているかについて、今後は十分に点検するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和4年9月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 公用車を運転する際には、運転者のみならず、同乗者も周囲、後方の安全確認を徹底するよう指導するとともに、警察本部主催の運転訓練への積極的な参加及び当署独自の訓練を継続的に実施している。</p>

和歌山県監査公表第16号

令和5年1月10日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 虚偽の申請による超過勤務手当の不正受給及び通勤状況確認に関する虚偽の申立てが発覚したが、今後、このような事態が生じることのないよう万全を期されたい。</p> <p>注意事項 (1) つり銭用資金について、現金1万円を亡失する事案が発生していたので、今後このようなことのないよう、再発防止策を講じるとともに、公金の厳正な取扱いを徹底されたい。</p> <p>(2) つり銭用資金管理簿において、かい長等による確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 現金出納簿において、出納員の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) プリンター賃貸借契約の変更に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 超過勤務を要する場合の事前申請を所属職員に徹底させ、申請内容に応じた勤務を行ったかを確認するよう、所属内の課長及びグループリーダーを指導した。</p> <p>注意事項 (1) 再発防止のため、所属職員のうち現金の取扱権限のある者全員に対し、令和4年8月9日付け会第08090001号会計課長通知による「現金の適正な管理」について職場研修を実施し、次の事項を徹底しているところである。 ア 現金收受時は複数人で收受した金種と金額及びつり銭の額を読み上げて確認すること。 イ 常時、複数人が現金収納を行える体制を確保すること。 ウ 現金の収納ごとに納付時刻と受付担当者を記録し、納税された現金とつり銭5万円の合計額が合致しているかを管理監督責任者が毎日確認すること。 エ 現金を保管する手提げ金庫について、現金保管責任者と窓口担当者との間で必ず手渡しするとともに、業務終了後は直ちに金庫に保管し施錠すること。 (2) 出納員を含む所属職員に対する研修を実施し、つり銭用資金保管簿における現金在り高の記載額の確認を必ず複数職員で行うとともに、毎月末のかい長等による確認を確実に行うよう、周知徹底した。 (3) 出納員を含む所属職員に対する研修を実施するとともに、収納員が登記を行った現金出納簿について、出納員への送付漏れがないよう、複数職員による相互確認を徹底した。 (4) 支出関連手続を行う際は、必ず和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の関連規程を確認するよう、職員及び決裁権者に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ため池等整備工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、当該施設の名称が変更されていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理された。</p>	<p>注意事項 建設工事請負変更契約の決裁時において、原契約書、建設廃棄物処理委託契約書の写し及び再生資源利用計画書等の再資源化施設を明記した関係書類を添付し、複数職員により変更内容の確認を実施することを徹底した。</p>

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 (1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 収入印紙類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 排水ポンプ車に搭載されている発電機の修繕業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 今回の不適正な過払等の原因は主に、「工事事業者による契約の変更・解除手続漏れ」、「関西電力による契約の変更・解除漏れ」及び「市町等へ移管した道路の照明等の料金を県が支払っていた」ことによるものである。 今回の事案を受け、再発防止のため、工事発注時の特記仕様書等に関係機関への適正な手続を行う旨を記載するとともに、建設部内において、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正に手続を行うよう、所属職員及び決裁権者に周知徹底した。</p> <p>注意事項 (1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）については、決裁を適正に行うよう、担当者及び決裁権者に周知徹底した。 (2) 収入印紙類使用簿については、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、前年度からの繰越分等の検印を確実にし、収入印紙の厳正な取扱いを行うよう、所属職員に周知徹底した。 (3) 支出負担行為の決裁における、出納機関への合議の必要性の有無について、和歌山県財務規則等を遵守し適正に処理するよう、所属職員に指導するとともに、決裁権者に注意を行った。</p>

4 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 超過勤務手当において、週休日の振替を行ったが、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）に基づき、適正に処理するよう、担当職員及び決裁権者に周知徹底した。 なお、誤支給の手当については、返納済みである。 (2) 今後このようなことのないよう、財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）を確認の上、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令の決裁後には、押印漏れがないかを全職員で確認し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 教職員腰痛検査業務に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分の確認を行い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県かつらぎ警察署

監査実施年月日 令和4年10月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 交通事故防止に関する文書資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練及び公用車の一斉点検を行うなどして、交通事故防止と車両の適正な管理に努めている。</p>

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月7日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務 一式

(3) 契約期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県警察本部告示第3号に規定する和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務の一

一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）

和歌山市西46番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-2110

(2) 期間

令和5年4月7日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月7日（金）から同月24日（月）までの間に、機動捜査分析課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年5月24日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年5月23日（火）午後5時までに機動捜査分析課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、機動捜査分析課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Wakayama Prefectural Police Video Image Sharpening Processor System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 24 May 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Tuesday 23 May 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120